社会福祉法人 あじさいの里役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人あじさいの里(以下「法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
 - (3) 常勤役員とは、役員等のうち、この法人を主な勤務先とする者をいう。
 - (4) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
 - (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。 費用とは明確に区分されるものとする。
 - (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費を含む。)及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員等に対して支給する報酬等は、評議員会、理事会、行政庁監査又は研修会等 (以下「会議等」という。) への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。こ の法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等には、報酬は支給しない。た だし、正規の勤務時間外に開催される会議等に出席し、職員としての給与等が支払われ ない場合においては、報酬等を支給する。
- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

(報酬の額の決定)

- 第4条 役員の年度総額は、定款第21条のとおりとする。
- 2 評議員の年度総額は、定款第8条のとおりとする。
- 3 役員等の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬は、職務執行の当日、現金で支払うものとする。ただし、それにより難い事情がある場合には、職務執行日の属する月の末日までに支払うものとする。

(報酬の支給方法)

- 第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、 本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 2 前項1に規定する方法による場合の支払日は、翌月15日とする。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等に支払う旅費は、別表第2に定めるとおりとする。

2 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公 表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月16日から施行する。

附則

この規程は平成30年4月2日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(第2条第3項、第3条第1項、第7条第1項、別表第1号、別表第2号の一部改正)

別表第1

1. 報酬の額(第4条第3項関係)

役職名	報酬の額
評 議 員	会議等への出席の都度:1人一律 5,568円
常勤役員	該当者なし
非常勤役員	会議等への出席の都度:1人一律 5,568円
監事	監事監査の実施の都度:1人一律 7,795円

別表第2

1. 費用(第7条第1項関係)

事 項	費 用 弁 償 額
会議等への出席 (公共交通機関利用)	法人職員旅費規程に定める額
会議等への出席 (自家用車利用)	自宅から会議等開催場所への往復距離に応じ、1人37円/km。ただし、1km未満は、0円とする。※10円単位に切り上げ
出張	法人職員旅費規程に定める額
上記のほか、職務執行に必要 な経費(研修会出席者負担 金、資料代等)	職務執行に必要な額